

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇ニューヨーク連邦準備銀行、イタリア銀行とのスワップ限度額拡大等

ニューヨーク連邦準備銀行は3月11日、イタリア銀行との間のスワップ限度額を2.5億ドル増額し12.5億ドルとすると発表した。なおこれとあわせ、財務省による2.5億ドルの新規信用供与も行なわれた。同措置は、イタリアの政情不安等による同国からの資本流失(69年中ネット41億ドル)にかんがみ、同国外貨準備を補強するため採られたとみられている。この結果、ニューヨーク連銀と14か国中央銀行および国際決済銀行との間のスワップ網は総額112.3億ドルとなった。

#### ニューヨーク連邦準備銀行のスワップ網

(3月11日現在、単位・百万ドル)

	スワップ限度額
オーストリア国民銀行	200
ベルギー国民銀行	500
カナダ銀行	1,000
デンマーク国民銀行	200
英蘭銀行	2,000
フランス銀行	1,000
ドイツ・ブンデスバンク	1,000
イタリア銀行	1,250
日本銀行	1,000
メキシコ銀行	130
オランダ銀行	300
ノルウェー銀行	200
スウェーデン銀行	250
スイス国民銀行	600
国際決済銀行 (うちスイス・フラン分)	1,600 (600)
総額	11,230

#### ◇米国、公共建設抑制措置を緩和

ニクソン大統領は3月17日、昨年9月に実施された公共建設抑制策のうち地方政府の建設事業(主としてハイウェー建設)に対する連邦補助金の支出凍結を解除する旨発表した(ただし連邦政府直轄事業分建設契約の75%削減措置は継続)。これによる建設支出の増加は連邦・地方

合わせて15億ドルと見込まれ、このうち明71会計年度連邦予算の支出増加分は約6億ドル程度といわれている。

またニクソン大統領は、不振を続ける住宅建設にてこ入れするため、連邦住宅貸付銀行の貯蓄貸付組合向け貸付に対する利子補給(2.5億ドル)、低所得層向け住宅建設の増額(50百万ドル)を議会に要請した。

なお、本措置の趣旨については、「昨年来の景気抑制措置により経済が安定成長路線にもどりつつある事情にかんがみ採られたものであるが、インフレ抑制が依然緊急の問題であるという考え方へ変わりはなく、財政の緊縮基調を緩和したものではない」と述べられている。

#### ◇カナダ銀行、スワップ預金規制枠を撤廃

カナダ銀行は3月30日、特許銀行に対し昨年7月15日以来実施してきたスワップ預金残高規制措置(スワップ預金残高を同日の水準以下に押える、44年8月号「要録」参照)を撤廃する旨発表した。同行ラズミンスキーリー総裁によれば、「本措置は、最近の短期海外金利大幅低下にかんがみて採られたもの」で、短資流出の懸念が消えたとの判断に立ったものとみられる。

### 欧洲諸国

#### ◇英国、公定歩合を引下げ

1. 英蘭銀行は3月5日、公定歩合を0.5%引き下げて7.5%とし、即日実施した。

今次措置に関する同行の発表文は次のとおり。

「為替市場においてポンド相場が堅調であり、また海

#### 加盟銀行金利

(3月5日以降)

通知預金(7日もの)	5.5%
貸出金利(貿易金融以外はい) (すれも当座貸越)	8.0 %
対国有企業(大蔵省の) (保証付き)	8.5 %
対地方公共団体	
対住宅金融会社	
対保険会社	
対一流工商企業	
対賦払い信用会社	9.0 %
貿易金融(輸出信用保証) (局の保証付き)	
期間2年までの貸付	7.5 %
期間2年をこえ15年 までの貸付	5.5 %(ただし、このほか1%の貸付契約手数料を加算)

外からの資金流入が引き続き多額に及んでいるため、公定歩合を引き下げることとした。ただし、この措置は現在の金融引締め政策と矛盾するものではない。

2. 今次措置実施に伴い、加盟銀行(ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行)の預金、貸出金利は公定歩合と同一幅(0.5%)だけ引き下げられ前表のとおりとなった。

#### ◇西ドイツ、公定歩合を引き上げ

1. ブンデスバンクは3月6日(金)の理事会で次の決定を行なった。

- (1) 公定割引歩合を6.0%から7.5%へ、債券担保貸付金利を9.0%から9.5%へそれぞれ引き上げ、3月9日(月)から実施する。
- (2) 金融機関の対非居住者債務のうち、3月6日の残高もしくは2月中の4基準日(2月7、15、23、28日)の平均残高のいずれか高いほうをこえる部分につき、4月1日以降通常の最低準備率に加え追加的に30%の準備率を課す。

- (3) 政府短期証券の売却レートを3/4~1½%方引き上げ、3月9日から実施する(別表参照)。

2. 本措置に関するブンデスバンクの発表文の要旨は次のとおり。

「本日の中央銀行理事会は、メラー蔵相、シラー経済相も出席し、景気および金融の現状につき十分な討議が行なわれた。その結果、理事会としては引き続く景気の過熱およびこれに伴う物価騰貴の危険、基礎的国際収支の大額赤字、銀行信用の過度の膨張に対処するため、金融引締めの強化が必要との判断に達した。このため、公定割引歩合および債券担保貸付金利を引き上げることを決定した。

また、銀行の海外における資金調達の行き過ぎによって当面望まれる銀行流動性の圧縮がしり抜けになることを防止するため、金融機関の対非居住者債務の増加額について追加的準備率を課すこととした」。

3. なお、今回の公定歩合引上げに先立ちブンデスバンクは、3月3日以降の再割引については、金利変更の留保条件(3月6日の理事会で公定歩合引上げが決定された場合には、その実施日以降は新割引歩合を適用する)を付して割引を行なうことを決定し、取引先銀行に通知した。これは、3月6日の理事会で公定歩合引上げが決定されるとの観測が市中に強まつたため、割引のかけ込みを防止する目的で採られた措置である(債券担保貸付は毎日の残高にその日の債券担保貸付金利が適用されるので、かけ込みの問題は生じない)が、ブンデスバンク

の割引についてこうした留保が付けられたことははじめてのケースであり、市中においても既割引分について割引料の修正を行なうという取引慣行は全くなかったといわれている。

#### ブンデスバンクの売りオペレート

(単位・%)

	新レート (A)	旧レート (B)	(A)-(B)
大 蔵 省 証 券			
30 ~ 59 日 も の	6 1/8	5 5/8	1 1/4
60 ~ 90 日 ハ	7	5 3/4	1 1/4
割 引 国 庫 証 券			
6 か 月 も の	7 3/4	6 1/4	1 1/2
1 年 ハ	7 5/8	6 3/8	1 1/4
1 年 半 ハ	7 1/2	6 1/2	1
2 年 ハ	7 3/8	6 5/8	3/4
食 糧 証 券			
30 ~ 59 日 も の	7 1/8	5 7/8	1 1/4
60 ~ 90 日 ハ	7 1/4	6	1 1/4

#### ◇西ドイツ、8%利付連邦鉄道債を発行

西ドイツの連邦鉄道(Bundesbahn)は3月19日、クーポン・レート8%の長期債(総額230百万マルク)を発行した。同鉄道債は当初クーポン・レート7.5%で3月4日に発行される予定のところ、公定歩合引上げの見込みが強まったため、発行が見合わされていたものである。

この結果、西ドイツの一流債クーポン・レートは昨年6月以降0.5%ずつ4回にわたって引き上げられたことになる。

今回発行の連邦鉄道債の発行条件は次のとおり。

期 間	10年
表 面 金 利	8%
発 行 価 額	98 3/4
応募者利回り	8.35%

#### ◇フランス、市中貸出規制の新罰則措置発足

1. フランス銀行は、2月7日付の政令により同行に付与された貸出規制権限(3月号「要録」参照)に基づいて、3月中旬、規制枠超過貸出に対し次のような新しい罰則措置を適用することを決定した。

- (1) 現行の貸出枠をこえて貸出を行なった銀行等は、フランス銀行の定めるところに従い、同行に対し無利息の特別預金(期間1か月)を預託しなければならない。
- (2) フランス銀行は当該銀行等の貸出内容等を審査のうえ、貸出枠超過額をこえない範囲で、特別預金額を決

定する。

(3) 本措置は 3月末の貸出残高から適用する。

2. 従来、規制枠超過貸出に対してはフランス銀行再割引枠の削減措置が採られているが、最近銀行貸出の増勢は若干鈍化しつつあるやうかがわれるものの、依然として一部大銀行等には規制枠超過の貸出がみられる実情にかんがみ、フランス銀行としてはいっそう弾力的に運用できる無利息特別預託金制度を導入したものと考えられる。なお、3月末現在の計数確定等の関係で、本措置が実際に発動されるのは 5月上旬以降になるものとみられる。

#### ◇フランス、短期輸出信用に関する貸出規制を緩和

フランス銀行は、短期輸出信用に関する貸出規制を一部緩和し、各銀行の 2月以降における各月の同信用増加額のうち、1月末残高の 1.5%相当額を規制対象から除外することを決定し、2月の貸出分から適用することとした。

なお、今回の措置は、企業側からの強い要望にこたえて採られたもので、規制緩和の結果、6月末までに約 7 億フランが規制対象外になる(1月末の短期輸出信用残高90億フラン × 1.5% × 5か月)が、これは同期間におけるフランスの輸出伸長にはば見合うものといわれている。

#### ◇フランス、産業開発公庫の発足

フランス政府は 3月中旬、産業開発公庫(Institut de Développement Industriel)の発足を決定した。本公庫の概要は次のとおり。

- (1) 本公庫は、企業合併等による産業再編成を促進し、国際競争力の強化を図ることを目的とする。
- (2) 資本金は 330 百万フランとし、政府が 40% を出資、残りを金融機関に割り当てる。
- (3) 運用資金は、資本金のほか債券発行によって調達する(72年まで計 10 億フラン)。
- (4) 資金は株式取得、貸付金等に運用する(最長 5 年)。
- (5) 最高意思決定機関の理事会(総裁、副総裁、理事 10 名で構成)メンバーのうち過半数は民間企業、労働組合代表から選出する。
- (6) 政府は自己の産業政策に反する決定には拒否権をもつが、それ以外は公庫の自主性を尊重する。

本公庫の設立については、これまで民間の金融界、産業界から政府の私企業への介入を強める手段になることを懸念する声が強かったため、政府は制度面で前記のように民間の自主性を大幅に尊重するたてまえをとってい

るほか、初代総裁に民間出身のクレディ・リヨネ専務モーリス・シュロジェル氏を任命した。

#### ◇イタリア、公定歩合を引き上げ

1. イタリア銀行は 3月 6 日、西ドイツの公定歩合引き上げの直後に公定歩合を 1.5%引き上げることを決定し、9日から実施すると発表した。この結果同行の金利体系は次のとおりとなった(カッコ内は旧レート、適用方法については 44 年 8 月号「要録」参照)。

##### (1) 割引

商業手形	5.5% または 7.0% (4.0% または 5.5%)
食糧備蓄機関手形	3.5% (3.5%)

##### (2) 貸付

通常貸付	5.5% (4.0%)
債券担保特別短期貸付	5.5~7.0% (4.0~5.5%)

2. 今回の措置は、直接には資本流出を抑制するために採られたもので、ユーロ金利へのさや寄せの意味が大きいとみられている。また国内経済面でも、このところ物価の騰勢が目だっており、これまでのような低金利政策を改める必要性が増大していたという事情もあった。

なお、再割引のうち 8~9 割方は 7% 適用分であり、同国の公定歩合は実質的には 7% と考えてよいとみられている。

#### ◇スペイン、公定歩合を引き上げ

1. スペイン銀行は 3月 23 日、公定歩合を 1% (5.5→6.5%) 引き上げ、即日実施すると発表した。これにより、同行の貸出金利体系は次のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

再割引金利	6.5% (5.5%)
担保貸付金利	8.0% (7.0%)

2. 今回の措置は、国内経済の過熱に対処し、あわせて西ドイツ、イタリアの公定歩合引き上げにより生ずるおそれのある資本流出を抑制するため採られたものである。

## アジアおよび大洋州諸国

#### ◇第 6 回セイロン援助国会議の開催

第 6 回セイロン援助国会議は、2月 24、25 の両日、パリにおいて、世銀主催の下に開催され、米国、英国、西ドイツ、フランス、カナダ、豪州および日本の 7 か国のほか、オブザーバーとして IMF、アジア開発銀行、UNDP、OECD、イタリア、デンマーク、インドの各代表が参加した。

本会議は、最近における同国の経済成長(実質成長率

68年8.3%、69年7.8%)を高く評価する一方、主要輸出品である茶の市況低迷を映じた国際収支の悪化に対処するため輸出品の多様化および観光収入の増大が急務であるとし、これに対する援助を増大することを約した。

この結果、本年度の援助額は前年度(コミット額95百万ドル、実行額60百万ドル)を上回るほか、商品援助に加え若干ながらプロジェクト援助も増加するものとみられる。

#### ◇インド、商業銀行の流動比率を引き上げ

インド準備銀行は、1969年4月から実施している第4次開発計画の進捗を映じた財政支出の増加、銀行貸出の増大などに伴う物価の上昇に対処するため、商業銀行に対し次の規制措置を講じた。

- (1) 商業銀行の流動比率(支払準備率3%を含む)を3月6日以降従来の28%から29%に、さらに4月24日以降は30%に引き上げる。
- (2) 準備銀行貸出の高率適用制度を強化し、高率適用の基準(注)となる指定銀行純流動比率(流動資産から準備銀行、国立銀行借入金を控除したものの総預金に対する比率)を2月18日以降従来の30%から31%に、さらに4月24日以降は32%に引き上げる。

(注) 指定銀行の純流動比率が上記の基準比率を下回った場合には、それに応じて準備銀行借入金につき公定歩合より割高な金利が適用される。

#### ◇豪州、市中金利を引き上げ

豪州準備銀行は、商業銀行の預金・貸出金利を次のと

おり引き上げ、3月9日から実施することとした。なお、今回の措置は、最近における資源開発の積極化に伴う景気過熱傾向に対処して採られたもので、68年10月、69年7月に次ぐ引上げである(カッコ内は旧レート)。

##### (1) 貸出金利(年利・最高)

当座貸越	8.25%(7.75%)
------	--------------

なお、同国では公定歩合が発表されていないので、準備銀行の規制する商業銀行の当座貸越金利が金融政策の動向を示す指標とみられており、今回のレートは21年来の最高である。

##### (2) 定期預本金利(年利・最高)

###### イ、5万豪ドル未満

3~12か月未満	4.8%(4.5%)
12~18か月	5.0%(4.75%)
18~24か月まで	5.3%(5.0%)

###### ロ、5万豪ドル以上

30日~24か月まで	5.5%(4.7~5.0%)
------------	----------------

###### ハ、CD預本金利(5万豪ドル以上)

3~24か月まで	5.5%(5.0%)
----------	------------

なお、従来は、10万豪ドルを基準に最高金利を別建てとしていたが、今回、その基準を5万豪ドルに引き下げたほか、5万豪ドル以上についてはCDと同様、金利の預入期間別区分を廃止し、大口預金の優遇中心に金利水準の引上げが図られた。